

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

昭和26年5月にA社（現在は、C社）に入社し、58年4月1日付けで同社B支店D営業所（厚生年金保険は同社B支店において適用）から同社E支店に異動した。

ところが、社会保険庁の記録では、昭和58年3月31日にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっており、この結果、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録票及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年4月1日に同社B支店D営業所から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年2月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格取得日に係る記録を昭和35年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月22日から同年6月1日まで

昭和27年7月から平成5年10月末に退職するまで、A社に継続して勤務していたのに、35年5月22日から同年5月31日まで厚生年金被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した源泉徴収票、給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社（現在は、C社）に継続して勤務し（昭和35年5月22日に同社D工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年5月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び同年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人と同時期にD工場からB工場に異動した同僚（一人）についても、転入前のD工場での資格喪失日（昭和35年5月22日）と転入後のB工場での資格取得日（同年6月1日）が申立人と同じであることが確認できることから、事業主が同年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 151

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和54年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月21日から同年5月1日まで

昭和41年2月にA社に入社し、54年4月30日まで勤務していたのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月21日となっている。

A社には、昭和54年4月30日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社員の厚生年金保険に係る資料及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和54年4月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日が昭和54年5月1日と記載されていることから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録に係る社会保険事務所の事務処理及び記録管理に不備があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和54年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年3月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

富山厚生年金 事案 152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年2月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月19日から同年10月27日まで

A社が発行した在職期間証明書のとおり、昭和34年3月16日に就職してから42年9月21日に退職するまでの期間において、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の証言により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和41年2月18日に同社C支店から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年1月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から53年9月まで

A市B区役所の担当者(女性)に昭和43年3月から53年9月までの未納となっている分の国民年金保険料額を計算してもらったところ、20数万円と言われた。一括して納めようと思い、自分は都合があったので、アパートの管理人にお金を預けてB区役所に持って行ってもらった記憶がある。

C市へ住所を移した昭和63年ごろに当時の領収証は処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得した昭和43年3月から53年9月までの国民年金保険料を、A市のB区役所で一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年11月以降にA市B区で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料をさかのぼって納付することができず、特例納付の期間にも該当しないことから、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年11月に、申立期間後の53年10月から55年9月までの国民年金保険料として約9万円を過年度納付していることが確認できるものの、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料として20数万円を納付したと主張するだけで、申立期間の保険料を納付した時期も明確でない上、仮に申立期間を第3回特例納付(53年7月から55年6月まで実施)により納付したとしても、必要となる保険料は申立人が納付したとする20数万円とは大きく相違しているほか、申立人は納付には直接関与しておらず、申立期間に係る保険料を納付したその代理者も既に死亡していることから、保険料の納付状況について確認することもできない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間において保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 89

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付金額や納付場所等を覚えていないが、国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」には、申立期間についても国民年金に加入していた記録があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」に、申立期間において国民年金に加入していた記録があるので、国民年金保険料も納付していたのではないかと主張しているが、申立人は当該記録を自分が記録したとしており、申立期間の国民年金保険料については、納付金額、納付場所、納付方法等を全く覚えていない。

また、社会保険庁の被保険者記録照会(資格・喪失予定・住所変更履歴)によると、申立期間については、平成11年8月5日に国民年金加入期間として追加登録されており、追加登録されるまでは未加入期間であったと考えられるため、申立期間当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、追加登録された時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から48年10月まで

私の父が国民年金の加入手続をして、A市の金融機関の貯金通帳から国民年金保険料を支払っていた。

貯金通帳からは私と母親の保険料が控除されていたはずなのに、実際は母親と県外に転居した姉の保険料が納付済みとなっており、昭和40年9月から48年10月までの間について、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月から48年10月までの期間において、A市の金融機関の貯金通帳から、申立人とその母親の国民年金保険料を納付したとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月28日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、A市役所の国民年金検認記録簿兼検認票では、申立期間において、申立人の氏名が記載されておらず、申立人の母親と姉の氏名で保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、金融機関の貯金通帳から控除されている国民年金保険料の納付時期及び納付額は、申立人の母親と姉の国民年金保険料納付記録と一致している上、A市は、申立人の姉が昭和38年3月にA市からB県C市に住居を異動して以降も、誤って51年11月までA市在住者として保険料を徴収していたと回答している。

加えて、申立人の姉はC市に転居後、昭和51年ごろまでの保険料納付を自身ではなく、申立人の母親が行っていたと述べている状況から、申立人の姉はC市に住居を異動したものの、国民年金に係る住所変更を行っておらず、A

市において同年 11 月まで市在住者として保険料を徴収していたものと考えられる。

その上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、38 年 10 月から 41 年 3 月までの期間、44 年 9 月、同年 10 月、45 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 46 年 5 月から 47 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 9 月及び同年 10 月
④ 昭和 45 年 4 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 46 年 5 月から 47 年 5 月まで

A 社へ入社後の昭和 51 年 5 月ごろ、又は同社を退職後の平成 4 年 4 月ごろ、B 市役所で、国民年金の納付済期間が 20 年となるよう、6 万円から 7 万円の国民年金保険料を納付した。

私は女性の立場の弱さを普段から自覚していたので、年金への関心も強く、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いない。それにもかかわらず、社会保険庁の記録上、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月ごろ又は平成 4 年 4 月ごろ、B 市役所で、国民年金の納付済期間が 20 年となるよう、6 万円から 7 万円の国民年金保険料を納付したとしている。

しかし、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人が一括納付したとする時期（昭和 51 年 5 月及び平成 4 年 4 月）では、申立期間のすべてが、時効又は特例納付の実施時期ではないことにより、保険料を納付できない期間であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の納付済期間が 20 年となるよう、国民年金保険料を納付したとしているが、一括納付したとする昭和 51 年又は平成 4 年の時点では、36 年まで遡^{そきゅう}及して納付可能な国民年金の期間は、厚生年金保険被保

険者期間を除くと 20 年に満たないなど、申立内容は不合理と言わざるを得ない。

加えて、申立人は、昭和 44 年 9 月に国民年金へ任意加入するまでは、国民年金に加入していたとの認識も無く、住所変更の際にも国民年金に関する手続を行った記憶が無いとしていることから、当該時期以前の期間である申立期間①及び②については、保険料を納付する機会も無かったものと考えざるを得ない。このほか、申立人から提出された国民年金保険料納入カードの 44 年 9 月から 45 年 7 月までの期間、47 年 4 月及び同年 5 月の欄には、納付済みであることを示す印が押されていないこと、並びに当該カードには昭和 46 年度の欄が無いことから、申立期間③、④及び⑤についても、保険料を現年度納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

昭和34年1月に結婚したが、実家で父母と同居していた。35年1月に長男を出産し育児中だった当時、店を営んでいた実父から「おまえに年金は掛けている」と言われたことを覚えている。

また、町内の班長が、毎月、国民年金保険料を町内会費及び町内婦人会費等と共に集金に来て、その際、店番をしていた家族の誰かが国民年金保険料等を店頭で支払い、領収控に受領印を押してもらっていたことも覚えている。

領収書など国民年金保険料を納付したことを明らかにできる資料は無いが、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身の国民年金への加入手続について、その実父が行ったとするだけで、具体的な状況を説明できない上、昭和36年当時の国民年金手帳を見た記憶も無いなど、申立人が申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月に払い出されると推察される上、その国民年金被保険者資格の種別が任意加入で、その取得日が同年4月16日となっていることから、申立人は当該時期に国民年金の加入手続を行ったと考えられる上、初めて国民年金保険料を納付した時期が同年7月1日であることが確認できる。

さらに、申立期間は任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において申立人が居住していたA市保有の国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申立人の記録は確

認できない。その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から43年9月1日まで
② 昭和48年10月1日から50年9月1日まで
③ 昭和50年3月28日から平成2年12月15日まで

昭和43年4月にA社へ入社した後、保険外交員として、50年8月ごろまで勤務していた。当該期間のうち、43年4月から同年8月までの期間及び48年10月から50年8月までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

また、昭和50年3月からB社が経営するスナック等で店長として働き始め、平成2年12月15日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

いずれの期間についても、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社の証言により、申立人が、申立期間のうち昭和43年6月14日から50年3月4日までの期間において、同社に在籍していたものと認められる。

しかし、申立期間①については、A社は、昭和43年当時、保険外交員を入社させた場合には、入社後3か月程度、研修職員補として業務に必要な教育を受けさせ、その後、試験に合格した者のみを正社員として登用し、厚生年金保険に適用したとしている。同社が、申立人について、43年6月14日に入社し、同年9月1日に正社員として登用したとしていること、及び申立人から提出された同社発行の辞令でも、同年9月1日付で同社の正社員に登用されたことが確認できることから、同社の説明に不自然な点はみられず、当該期間については、申立人が研修職員補として勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

申立期間②については、A社は、雇用する正社員について、一定期間内に基準以上の成績を上げている場合には厚生年金保険を適用し続けるが、成績が基準に満たない場合には正社員から嘱託社員に降格し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるとしている。同社が、申立人について、昭和48年10月1日に嘱託社員となり、就業時間が拘束されなくなるとしていること、及び申立人自身も、当該時期以降、退社時間を拘束されなくなったとしていることから、同社の説明に不自然な点はみられず、当該期間については、申立人が嘱託社員として勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

また、申立期間②のうち、昭和50年3月5日から同年8月31日までの期間において、申立人がA社で継続的に勤務していたことまで確認できる資料や周辺事情は無い。

さらに、C市の記録により、申立人が、昭和49年10月23日から現在に至るまで、国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が、当時、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失を認識していたものと推認されるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

申立期間③については、B社が、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない上、厚生年金保険法で、法人に使用されるスナック等サービス業務従事者が強制被保険者となった時期は昭和61年4月1日からである。

また、社会保険庁の記録、C市から提出された申立人の国民年金被保険者名簿、及び申立人から提出された年金手帳により、申立人が、昭和50年8月に任意加入してから平成6年6月に至るまでの期間において、国民年金に継続して加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、C市の記録により、申立人が、昭和49年10月23日から現在に至るまで、国民健康保険に加入していることが確認できるなど、申立人が、当時、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の喪失を認識していたものと推認される。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 33 年 10 月まで

申立期間については、A社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が全く無い。

A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、同社は廃業している上、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書や賃金台帳等の資料が無いため、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、申立人は同僚等の名前を覚えておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した同僚（6人）及び当時の経理・社会保険担当者に照会しても、申立人のことを覚えていないため、勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

なお、申立期間については、A社及び同社の親会社であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 19 年 12 月まで

尋常高等小学校を卒業してから、A事業所（B市C区）に集団就職し、昭和 11 年から 16 年までの 6 年間勤め、その後、17 年から 19 年までは、D事業所（B市E区）に勤務した。従業員 50 人ほどの事業所だった。

厚生年金保険被保険者証も健康保険証も紛失して今は持っていないが、D事業所で勤務していた昭和 17 年から 19 年までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

社会保険庁の記録で名寄せをすれば、記録が残っていることが分かるのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとするD事業所については、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できず、商業・法人登記簿にも未記載である上、F経済産業局、G県、B市等の記録でも、当該事業所が実在していたことを確認できない。

また、申立人は、勤務していた期間のほか、当時の上司や同僚についての記憶も不明確であるため、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録でも、申立人と同姓同名かつ同年生まれの者で、申立期間にB市において払い出されている厚生年金保険記号番号は見当たらない。

加えて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺情報等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。